

財務省告示第三百七十三号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規  
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し  
 たので、その国債の名称等を別表のとおり告示す  
 る。

平成十九年十月二十六日

財務大臣 額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	買入価額の
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第二回	百九億 四万三千 円二千二	円七十九億 七百三十 六万二千 五千六
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第四回	円百五億 七億十三 九千万九	十六億五 千三百一 千五
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第六回	万二十二 円百三億 十八千二	十九億四 千四百八 二万五千
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十四回	三千三百 万五千八 百九十二	六万三千 三百九十 五十二
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十六回	百三億 五十六万 三千	円三十三 億九十五 万六千
個人向け利付 国庫債券 （変動・十 年）	第十八回	三十三億 七千万七 百	円五十二 億四千万 七千九百
合計		五億三 万五千五 百九十二	五千九億 三億五千 九百八十三